

令和5年6月29日

総務部総務課

江東区長の給料等の特例に関する条例について

1 制定理由

区長の給料等の特例を定めるため。

2 条例の概要

(単位：円)

項目	減額前の額	減額する割合 (減額する額)	減額後の額
給料	(月額)	100分の20	(月額)
	1,157,000	(231,400)	925,600
退職手当	(年額)	100分の20	(年額)
	5,785,000	(1,157,000)	4,628,000

3 施行期間

令和5年7月1日から令和9年4月22日（この条例の施行の際現に在職する区長が同日前に退職した場合は、当該退職した日）までとする。